

苫小牧市技能功労者表彰

詳細 工業・雇用振興課 ☎(32)6436

令和6年度の技能功労者表彰式が11月20日に行われました。
市内で技能職に従事し、その技能が最高水準にあると認められた6の方が表彰されました。



いとう まさひと
伊藤 正人 さん
(有)フミオ塗装工業

昭和56年から塗装工として従事し、日々技能の習得、研鑽に努め、職業的良心をもとに質の高い仕事を手掛けている。1級建築塗装技能士をはじめとした多くの資格を取得し、建築塗装仕上げや吹付工事において優れた技能を発揮し、仕上がりの美しさや経年変化が少ないことで評価を得ている。また、小学校や公園の遊具塗装などの社会貢献に努めるほかインターンシップにおいてアドバイザーを務め、次世代を担う若手の発掘、継承に貢献するなど業界の技術水準の維持・向上と後進育成に大きな役割を果たしている。



おおもり かずお
大森 一夫 さん
KAZU電工(株)

昭和58年から電気工事の業務に従事し、設計・工事・管理の一連に携わり、特に、作業工程管理の効率化を図る配線工事方法の確立など、電気工事業界の第一人者として高い評価を得ている。また、苫小牧電気工事業協同組合安全協議会会長兼技術・事業委員会委員長として業界の中心的役割を果たすとともに、若手技能者に対する高い指導力を発揮し、インターンシップ・職業体験を通じて魅力発信に努めるなど業界内の模範的存在である。



おくい かつゆき
奥井 克征 さん
(株)タダテクノ東日本 苫小牧工場

平成元年から自動車整備の業務に従事し、自動車の構造・機能に関する幅広い知識と整備技術を習得しており、特に大型特殊自動車などの分野において極めて優れた技能を有し、業界内でも高く評価されている。また、コンピューターのデータをもとに診断する能力と確実な故障整備にも卓越した技能を発揮しているほか、若手整備士への指導など業界内の技術レベルの向上や整備不良車による交通事故防止への取り組みなど、技能を通じた社会貢献にも取り組まれている。



さとう ふみお
佐藤 文雄 さん
(株)松本鐵工所 苫小牧事業所

昭和58年の入社以来、各種産業機械の精密加工部品の製造などに携わり、生産性・品質の向上および設備機械の安定的な稼働に大きく貢献している。国内では希少な大型旋盤を用いる鉄道S L車動輪加工における責任者を務め、全国から高い評価を得ている。また、多種多様な状況に対応可能な知識・技能を有し、自動車関連部品の金型メンテナンス作業にも従事するなど多能工として活躍しているほか、後進の指導・育成に尽力し、インターンシップにおいてはものづくり産業の魅力を広く発信している。



ふじた ひでゆき
藤田 秀幸 さん
協栄ルーフ工業(株)

昭和61年から板金工として建築板金業務に従事し、特に屋根葺きの技能については、業界において高く評価され信頼が厚い。施工方法や治具の考案など作業の工夫改善により、工期短縮と品質向上を実現し、顧客から好評を得ている。また、苫小牧地区板金技能士会副会長などの役員に従事し、業界の中心的役割を果たすとともに、後進の育成に尽力するほかものづくりマイスターの資格を生かして子どもたちに銅板工作を教えるなど社会貢献にも取り組まれている。



みうら ひろし
三浦 裕 さん
(株)日栄工業

昭和62年から配管工として給排水設備工事に携わり、多種多様な現場状況に対応できる知識・技能を有し、業界内の第一人者として認められている。作業効率を最大限高めるために最新技術を導入するとともに、現場状況に応じて手作業を併用し、品質を維持しながら効率的な作業を実現している。また、後進技能者に対し、実践的技術の継承のみならず、現場での応用力や問題解決能力を身につけさせるなど優れた技能者の育成に尽力し、業界全体の発展に寄与している。

令和7～10年度競争入札参加資格審査申請(本登録)の受け付け

詳細 契約課 ☎(32)6216

令和7～10年度において、市が行う工事または製造の請負、物件の買い入れその他の契約に係る競争入札参加資格審査の新規申請を次のとおり受け付けます。

資格要件

- 1 市税、消費税および地方消費税の未納がないこと
- 2 ①建設工事＝令和5年9月2日以降の「経営事項審査」を受けていて、希望する工種の「経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書」に平均完成工事高があること ②土木設計＝建設コンサルタントの登録を受けていること ③建築設計＝1級または2級建築士事務所の登録を受けていること ④測量＝測量業または補償コンサルタントの登録を受けていること ⑤地質調査＝地質調査業の登録を受けていること ⑥設備設計 ⑦側溝清掃 ⑧物品納入その他＝法令の規定により必要な許可や免許、登録などを受けていること

※①～⑤は、令和7年1月1日現在で、申請を希望する業種の許可または登録を受けてから引き続き1年以上その事業を営んでいること

⑥～⑧は、令和7年1月1日現在で、営業年数が1年以上あること ②～⑦は、決算書に希望する業種の業務高があること

申請方法

市HPで必要書類をダウンロードし、令和7年1月8日(水)～22日(水)に郵送(必着)で ※詳細は12月上旬に市HPに掲載予定